

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」等に基づき、規制・指導や環境影響評価、環境教育・環境学習等の各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■ 環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指して、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■ 循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

循環型社会形成に関する府の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした条例第6条に基づく基本方針等の検討を行うとともに、産業廃棄物に関する規定を平成16年1月に施行しました。

■ 生活環境の保全等に関する条例

（平成6年3月）

公害を防止し、府民の生活環境を守る同条例について、土壌汚染に関する規制等の規定を平成16年1月から施行しました。

■ 自然環境保全条例（昭和48年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保を推進しました。

■ 環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、平成15年度は4件の環境影響評価方法書について厳正に審査しました。

■ 景観条例（平成10年10月）

「美しい世界都市大阪」の実現に向け、広域的な観点から景観形成を推進すべき地域として、平成15年4月に淀川沿川を新たに景観形成地域に指定し、既指定地域の大阪中央環状線など

6道路軸とあわせて、届け出制度に基づく指導等を行いました。

■ 文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や開発地における文化財を保護するため、開発関係者に対してその指導を行いました。

■ 放置自動車の適正な処理に関する条例

（平成16年3月）

地域の美観を損ね、府民の安全で快適な生活環境の妨げになる放置自動車をばく減するため「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」を制定しました。

2 環境総合計画の推進

平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成15年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しました。また、計画の進行管理として、進行状況を可能な限り数値化したうえで、大阪府環境審議会に報告・意見聴取を行い、公表しました。

3 各種計画との連携

■ 大阪地域公害防止計画の策定・推進

第7次「大阪地域公害防止計画」に掲げる諸施策を推進しました。

■ みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現するため諸施策を推進しました。

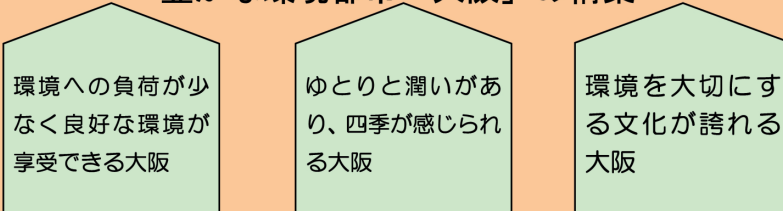
図-1 大阪 21 世紀の環境総合計画における長期ビジョン

大阪府は4つの基本方向で環境を良くします！

「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目標とし、概ね 2025 年までの長期ビジョンとして、大阪の望ましい3つの環境像及びその実現のための4つの基本方向を掲げ、各種施策を推進しています。

長期ビジョン

「豊かな環境都市・大阪」の構築



4つの基本方向

- ① 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現
⇒ 「循環」
- ② 環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保
⇒ 「健康」
- ③ 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現
⇒ 「共生・魅力」
- ④ すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現
⇒ 「参加」

※ 豊かな環境都市・大阪の実現に向け、すべての主体が「参加」することを基礎として、「循環」、「健康」、「共生・魅力」で掲げる取り組みを相互に連携させて実行していかなければなりません。

